

業務区分(従事する業務)	主たる技能	技能水準			日本語能力水準			
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
自動車整備(自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する基礎的な業務)	自動車整備	自動車整備業務育成就労評価試験(初級)	自動車整備業務育成就労評価試験(初級)	自動車整備業務育成就労評価試験(専門級)	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上又は 認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上
車体整備(車体の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及びこれらに付随する特定整備の基礎的な業務)	車体整備	車体整備業務育成就労評価試験(初級)	車体整備業務育成就労評価試験(初級)	車体整備業務育成就労評価試験(専門級)				